

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本栄養治療学会と称する。

2 この法人は、英文名称を Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition Therapy とする。

3 この法人の通称は、この法人の英文名称の頭文字から、JSPEN とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静脈経腸経口栄養を中心とする栄養療法及びそれらを支える基礎的栄養学全般に関する会員相互及び内外の関連学術団体との研究連絡、知識の交換、提携の場となることを通して、代謝及び栄養学の進歩普及に貢献するための事業を行い、学術文化の発展と医学及び医療の向上に資することで国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会等の開催
- (2) 機関誌(電子雑誌を含む。)、論文図書等の刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 栄養学及び栄養学に関する研究及び調査
- (5) 栄養サポートチーム(nutrition support team(NST))の普及と質の向上に関する事業
- (6) 研究の奨励と優秀な業績の表彰
- (7) 栄養学及び栄養学に関する情報や指針の提供
- (8) 社会に対する栄養に関する情報提供と啓発
- (9) 医療政策に関する提言
- (10) 認定に関する事業
- (11) 教育に関する事業
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(会員)

第5条 この法人に次の正会員を置く。

栄養学に関する医療に従事する者で、原則として医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、診療放射線技師、調理師等の資格を持つ者で、この法人の目的に賛同して入会した者。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の手続きを経て理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において定められた会費を納入しなければならない。

2 会員が既に納入した会費、その他拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

(懲戒)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に基づき、社員総会において総社員の3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 我が国の法律又はこの法人定款若しくは規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉又は信用を傷つけ、若しくは目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (3) その他除名又は懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 前項の会員の懲戒は、次の3種とする。

- (1) 除名
- (2) 3年以内の学会活動停止
- (3) 厳重注意

(休会)

第10条 会員が休会しようとするときは、その期間及び理由を付して所定の休会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 休会中の会員は会費を納入することを要しない。

(社員)

第11条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)

上の社員は、正会員の中から選出する200名以上350名以内の代議員をもって、構成する。

2 代議員は、社員総会において定める細則に従って選出される。

3 代議員の任期は4年とし、再任は妨げない。任期についての詳細は細則で定める。

4 代議員は、満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。

5 代議員は、正当な理由なく連続して3回社員総会を欠席した場合にはその資格を失う。

第4章 役員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上26名以内
- (2) 監事4名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は別に定めるところにより社員総会で選任される。

2 理事長及び副理事長は理事の互選により選定される。ただし理事長及び副理事長は代議員でなければならない。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事の構成及び定数は、以下のとおりとし、その詳細は定款施行細則で定める。

(1) 選挙理事(選任時満65歳以下の代議員であり、選挙により選出され、社員総会において選任される者をいう。) 20名

(2) 推薦理事(選任時満65歳以下の代議員であり、理事長予定者によって推薦理事予定者として指名され、社員総会において選任される者をいう。) 2名

(3) 若手理事(選任時満45歳以下の学術評議員であり、理事長予定者によって若手理事予定者として指名され、社員総会において選任される者をいう。ただし、1期目に引き続き2期目も再任される場合は、1期目の選任時の年齢が満45歳以下であれば足りる。) 4名

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、社員総会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、連続4期8年(若手理事として選任された場合の任期は含まない。)までとする。ただし、若手理事の再任は連続2期4年までとする。

2 理事は任期中であっても満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。

3 理事長の任期は2年とし、再任を妨げないが、2期4年までとする。

4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。再任は妨げないが、2期8年までとする。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

6 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、定員を欠くに至った場合は新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(責任の免除)

第17条 本法人は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本法人は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第18条 特別な事情を生じた際には特任顧問を原則1から2名置くことができる。

2 特に重要課題を解決するために理事長を補佐する人材として必須な人物がいる場合には、理事長、副理事長、理事又は監事を経験した者の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て決定される。

3 任期は2年未満とし、任期期間中はその重要課題が解決したと理事会が判断したときはその資格を失う。4 特任顧問は、理事会及び社員総会で発言はできるが、議決権はない。

(役員の報酬)

第19条 理事、監事および顧問は、無報酬とする。

第5章 会議

(会議)

第20条 この法人の会議は社員総会、会員集会及び理事会とする。

(社員総会)

第21条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他、一般社団・財団法人法に定める事項

3 社員総会における議事は、社員総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(社員総会の開催)

第22条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時社員総会を招集する。

2 理事会が必要と認めたときは、臨時総会を招集する。

3 理事長は、代議員の5分の1以上から会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、この請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時総会が招集されないときは、招集を請求した代議員は裁判所の許可を得て招集することができる。

(社員総会の議長)

第23条 社員総会の議長は前条1項及び2項による場合は理事長とし、前条3項の場合は出席代議員の中から選出する。

(社員総会の議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の定足数等)

第25条 社員総会の決議は、過半数の代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の3分の2以上をもって行う。

(1) 代議員及び会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(社員総会の議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事長及び社員総会で指名された議事録署名者が記名押印する。

(理事会)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第28条 定例理事会は、年4回以上開催する。

2 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3)一般社団・財団法人法101条の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に、請求のあった日から14日以内の日を理事会とする旨の理事会招集通知を発しなければならない。この期間が経過しても理事会が招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に開催する必要がある時は、その期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は理事長とする。

(職務)

第31条 理事会は、この定款の定めるものの他、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長並びに副理事長の選任及び解職

(4)規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員集会)

第34条 理事長は、必要に応じて会員集会を招集する。

2 会員集会は正会員をもって構成する。

3 会員集会の議長は理事長とする。

4 理事長は、会員集会においてこの法人の業務の状況について報告するものとする。

第6章 委員会

(委員会及び委員長・委員)

第35条 この法人は、その業務を行うために必要とする委員会を置くことができる。

2 委員長及び委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第7章 学術集会

(学術集会)

第36条 この法人は年1回定例の学術集会を開催する。

2 学術集会は、定例集会のほか、時宜に応じてこれを開催することができる。

(会長)

第37条 この法人に学術集会会長(以下「会長」という。)1名、次期学術集会会長(以下「次期会長」という。)1名及び次々期学術集会会長(以下「次々期会長」という。)1名をおく。

2 会長、次期会長及び次々期会長の候補者は代議員でなければならない。

3 会長、次期会長及び次々期会長は、理事会の議を経た後、社員総会における投票によって選出される。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月末日に終わる。

(会計)

第39条 この法人の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、可能な限り速やかに、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の議決を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(書類の備置)

第42条 本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 社員名簿

(4) 役員並びにその他職員の名簿及び履歴書

(5) 財産目録

(6) 資産台帳及び負債台帳

(7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(8) 理事会及び総会の議事に関する書類

(9) 収支予算書及び事業計画書

(10) 収支計算書及び事業報告書

(11) 貸借対照表

(12) 正味財産増減計算書

(13) その他必要な書類及び帳簿

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の賛成による決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の賛成による決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

第10章 補則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は本法人設立の日から平成25年12月31日までとする。

附則

1. この定款は、平成30年2月21日一部改定、直ちに施行する。
2. この定款は、平成30年12月22日一部改定、直ちに施行する。ただし、1条の改定については、平成32年1月1日に施行するものとする。
3. 定款38条の規定にかかわらず、平成30年1月1日から始まり現に進行中の事業年度は同年12月末日までとし、平成31年1月1日から始まる事業年度は同年12月末日までとし、平成32年1月1日から始まる事業年度は同年11月末日までとする。
4. 平成32年1月1日から始まる事業年度について、事業年度期間が11ヶ月であることを考慮した会費の減額は行わないものとする。
5. この定款は、令和3年2月28日一部改定、直ちに施行する。
6. この定款は、令和4年7月31日一部改定、直ちに施行する。ただし、若手理事に関する規定については、若手の活躍を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
7. 第12条第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月期に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時まで、理事の員数の上限を28名とする。
8. この定款は、令和5年10月1日一部改定、日本医学会においてこの法人の「日本栄養治療学会」(英文名称 Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition Therapy)への名称変更が承認されることを条件として、令和6年4月1日より施行する。
9. この定款は、令和6年2月14日一部改定、直ちに施行する。
10. この定款は、令和6年8月4日一部改定、直ちに施行する。